

事 務 連 絡
平成19年10月29日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

カナダ産牛肉の取扱いについて

今般、カナダ政府から、下記の施設が本年6月13日に加工した牛肉（舌及び横隔膜を含む。以下同じ。）について、腸管出血性大腸菌を原因とする食中毒の調査結果に基づき、回収措置を講ずる旨の説明があったところです。

ついでには、本年9月以降、下記の施設から我が国への牛肉の輸入実績はありませんが、今後当該施設から輸入届出された場合には、輸入者に対し情報提供を行うとともに、当該届出に係る輸入手続を保留し、検疫所業務管理室を通じて当室当て報告願います。

記

Ranchers Beef Ltd. (Establishment 630)